

県産材公共サイン整備事業実施要領

制定 令和元年7月11日付け元森政第171号

改正 令和2年7月2日付け2信木利第38号

(趣旨)

第1 この要領は、県産材公共サイン整備事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本県が本格的なインバウンド大県となるためには、外国人観光客の視点に立った案内サインの整備を推進する必要がある。そこで、本県の豊富な森林資源を活かし、観光地等における県産材を活用した案内サインを製作することにより、設置を促進し、県産材の魅力を県内外にアピールしつつ、外国人観光客等の利便性の向上を図る。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 県産材

長野県内で生産された木材

(2) 公共サイン

文字、絵などの視覚的要素を媒体として、公共的な性格の強い情報を伝達する案内サインで、市町村等が設置するもののうち主として歩行者を対象とし、かつ、法令等により規格、基準等が定められていないもの

(3) 案内サイン

ア 地図サイン

(ア) 広域地図サイン

サインを設置した地域全体の概略案内を目的とし、比較的広い範囲を対象とした地図等を用いて案内するサイン

(イ) 周辺地図サイン

歩行圏の詳細な案内を目的とし、比較的狭い範囲の地域を対象とした地図等を用いて案内するサイン

イ 誘導サイン

(ア) 施設誘導サイン

目的となる施設又は地域への方向及び距離を示すもの

(イ) 位置サイン

目的となる施設又は地域の位置を示すもの

ウ その他

(ア) 説明サイン

施設等の内容を説明するもの

(イ) 規制サイン

歩行者等の行動を規制するもの

(補助対象事業)

第4 補助対象とする事業は、観光地等に面的に複数設置する、県産材を利活用した複数の言語による案内サインの製作（製作と一体の設計は含み、設置に係る費用は含まない）に係るものであり、長野県案内サイン整備指針（以下「指針」という。）に基づく表記やデザインを踏まえたもので、モデル性が高く波及効果が期待できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(事業実施主体)

第5 事業実施主体は、以下の何れかの者とする。

- (1) 市町村
- (2) 民間事業者等

ただし、暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体でないこと。政治的な活動を目的とする団体でないこと。また、補助事業に係る経費、製作する案内サイン及び設置に関し、適正な執行、管理を行うことができる団体であること。

(補助対象経費及び補助率等)

第6 補助事業の補助対象経費は、木材関係事業補助金交付要綱の別表に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体の運営費及び人件費、食糧費並びに他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は木材関係事業補助金交付要綱の別表に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体により、以下のとおりとする。

- (1) 市町村 4分の3以内
- (2) 民間事業者等 2分の1以内

(実施計画)

第7 事業実施主体は、県産材公共サイン整備事業計画書（様式第1号、以下「計画書」という。）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、事業実施主体が所在する地域を管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）を経由し、林務部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。ただし、事業実施主体が所在する地域と、案内サインが設置される地域で地域振興局長が異なる場合は、事業実施主体が所在する地域の局長が、案内サインが設置される地域の局長に計画書を合議した上で、部長に提出するものとする。

(1) 事業内容が確認できる仕様書、デザイン案等

仕様書、デザイン案等は指針に基づいたものであること

(2) 補助対象となる案内サインの設置箇所がわかる位置図

(3) 設置箇所に関する書類

ア 地権者との権利関係、地権者の同意又は同意の見通し、借地料の有無

イ 設置にあたって必要となる法令等の手続きの種類と見通し

ウ 設置の実施（施工）者

エ 設置予定時期

案内サインは製作完了後に速やかに設置を図らなければならない。ただし、以下の何れかに該当する場合は理由を附し、補助事業の完了予定日から6ヶ月以内に設置予定時期を設定することができる。

(ア) 製作完了時期が年度末になり、設置が翌年度になる場合

(イ) 設置時期が行楽期のハイシーズンに重なり速やかな設置が困難な場合

(ウ) 設置箇所が残雪等により速やかな設置が困難な場合

(エ) その他、部長がやむを得ないと認める場合

(4) 見積書その他事業費が確認できる書類

(5) その他部長が特に必要と認める書類

2 部長は、前項に規定する計画書の提出があった時は、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査するとともに、毎年度の予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとし、その選定結果を別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」に報告するものとする。

3 部長は、前項の規定により適否を決定した時は、局長を経由して、その旨を事業実施主体に通知するとともに、局長に補助金額を内示するものとする。

ただし、計画書の提出段階で仕様書やデザイン案等（以下、仕様書等）が決まっていない場合は、部長は局長を経由して事業実施主体に、早期着手等により仕様書等を速やかに作成のうえ、局長を経由して部長に提出するよう通知する。

また、事業実施主体から仕様書等の提出を受けた場合は、部長はその内容を審査し、適否を決定し、局長に結果を通知し、適当な場合には補助金額を内示する。

- 4 局長は、前項の規定による補助金額の内示又は仕様書等に係る通知があった時は、その旨を事業実施主体に対し、通知するものとする。

(早期着手)

第8 第7の第3項により適当である旨の通知を受けた者(以下「事業実施主体」という。)は局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、第7の第1項に規定する事業計画書に記載された事業で、局長がやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。

- 2 補助事業者は、早期着手を必要とする時は、早期着手協議書(様式第2号)を局長に提出する。
- 3 局長は、前項の申請があり、やむを得ない事由があると認める時は、事業費及び補助金額等は、補助金交付の決定の時に変更することがあることを付して同意するものとする。

(交付申請)

第9 補助事業者は、局長から補助金の内示があった時は、要綱第4の第1項の規定により、木材関係事業補助金交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

ただし、補助事業者は、交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入れ控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

また、計画書の提出段階で仕様書等が決まっていない場合は、前項に規定する事前着手により、仕様書等を作成し、局長を経由して部長に提出し、仕様書等の適正の通知を受けた上で、交付申請書を局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項に規定による申請書の提出があった時は、内容を審査し、適当と認められる時は、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10 要綱第3の第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱及び要領に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助金に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (3) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって、管理しなければならないこと。
- (4) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができない時、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある時又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でない認められる時は、競争入札に付さないことができる。
- (5) 局長は、補助事業者が第1号から第4号に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(変更)

第11 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更とは、次の各号とする。

- (1) 設置箇所の変更
- (2) 案内サインの種類及び数量の変更
- (3) 補助金額の増額又は30%以上の減額

2 補助事業者は要綱第3の第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとする時は、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更の申請があった時は、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査し、適当と認められる時は、部長に協議するものとする。

ただし、要綱第3の第1項第3号のうち完了期限の延長、及び重要な変更以外の変更については、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められる時は、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があった時は、当該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められる時は、同意及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があった時は、補助事業者に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

6 前項の規定による変更の内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4の第1項の規定により木材関係事業補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

(入札差金)

第12 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生した時は、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定した時は、当該入札金額に係る補助金相当額の補助金交付変更申請を行うものとし、この補助金交付変更申請は、要綱第4の第1項の規定により木材関係事業補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出する

ものとする。

(状況報告等)

第 13 局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

2 局長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

(実績報告)

第 14 補助事業者は、事業が完了した時は、要綱第 8 の第 1 項の規定により木材関係事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

(1) 県産材公共サイン整備事業報告書(様式第 3 号)

(2) 完成写真、設置写真

設置写真について、第 7 項の計画書の提出時に、補助事業の完了予定日から 6 ヶ月以内の設置が認められた案内サインについては、設置後に改めて報告書(第 6 号)に写真を添付し局長に提出するものとする。

(3) 補助事業の執行を証する書類の写し

(4) 出荷証明書又は納品書

(5) 県産材を利用したことがわかる書類((参考様式) 県産材使用証明書)

(6) その他局長が特に必要と認める書類

2 補助事業者は、第 9 の第 1 項ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした場合、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった時は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 10 の第 1 項ただし書きの規定により補助金の交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した時は、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第 4 号)により速やかに報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

(調査)

第 15 局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、すみやかに調査を行うものとする。

(1) 第 14 に規定する実績報告書

(2) 補助金の概算払い請求書

2 局長は、前項による調査を実施したときには、県産材公共サイン整備事業調査調書(様式 5 号)を作成するものとする。

(額の確定)

第 16 局長は、第 15 の規定による調査を実施した結果、適当と認められる時は、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第 17 補助事業者は、補助金の交付請求を行う時は、要綱第 9 に規定する木材関係事業補助金交付(概算払)請求書によるものとする。

2 補助事業者は、第 9 の第 2 項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払いを請求することができる。

(1) 補助対象となる事業の出来高が 60%未満の場合にあっては、交付決定額の 50%以内の額

(2) 出来高 60%以上の場合にあっては、交付決定額の 90%以内の額で補助対象となる施設に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額

3 局長は、前項の規定による概算払い請求があった時は、速やかに第 15 の規定に基づく調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払いをするものとする。

(財産処分)

第 18 補助事業者は、補助金交付の目的に従い、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって財産を管理(善管注意義務)する。また、事業により取得し、又は効用を増大した財産(取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の財産は除く。以下同じ。)を、要綱第 10 の第 1 項に規定する期間によらず、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間(以下「処分制限期間」という。)は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする(以下「財産処分」という。)時は、要綱第 10 の第 2 項の規定により定められた申請書を局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 局長は、前項の規定による申請書の提出があった時には、内容を調査し、部長に協議するものとする。

4 部長は、前項に規定する協議があった時は、内容を確認し、やむを得ないものと認められる時には、局長に同意するものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があった時は、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

(事故報告)

第 19 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象施設等の財産に事故があった時は、局長に届け出るものとする。

2 局長は、前項による届け出を受けた時には、現地を調査した上で、部長に報告するも

のとする。

(表示)

第 20 補助事業者は、事業により取得した案内サインに長野県森林づくり県民税を活用していることを表示すること。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月11日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年7月2日から適用する。